平成22年度海の安全運動について

【期間】

平成22年7月1日から同年8月31日まで

【趣 旨】

横須賀海上保安部管内では、昨年1年間に65隻(前年比1件増)の船 舶海難が発生し、その内、プレジャーによるものが44隻(前年同隻)となっております。

これらの海難を未然に防止することを目的として、マリンレジャーが活発 化する夏の時期に海の安全運動を実施します。

今年度は、「見張り不十分又は操船不適切による衝突海難の防止」「自己救 命策の確保の徹底」の2つを重点事項として海の安全運動を実施しています。

1 見張り不十分又は操船不適切による衝突海難の防止

過去10年の船舶海難の発生状況によれば、海難種別では衝突海難が最も多く、原因としては、見張り不十分、操船不適切と人的要因が70%を越えております。

このため、引き続き本年も「見張り不十分又は操船不適切による衝突海難の防止」を呼びかけております。

2 自己救命策の確保の徹底

平成21年度の三管区における船舶海難及び人身事故発生状況によれば、マリンレジャー中以外の海中転落者は31名(前年比7名減)で内死亡・行方不明者は21名(前年比7名減)、釣り中の海中転落者は27名(前年比6名減)で内死亡・行方不明者は13名(前年比12名増)と海中転落者は減少しておりますが、死亡・行方不明者は増加しています。

このため、海中転落した遭難者が無事生還するために「有効なライフジャケットの常時着用」、「連絡手段(携帯電話)の確保」、「118番の有効活用」を基本とする「自己救命策の確保」を呼びかけております。





